

ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド

愛称 ESGナビ

追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書

(請求目論見書)

2024年12月12日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です

ジャパンESGクオリティ200インデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月11日に関東財務局長に提出しており、2024年12月12日にその届出の効力が生じております。

発行者名：ちばぎんアセットマネジメント株式会社

代表者の役職・氏名：代表取締役社長 石井 義和

本店の所在の場所：東京都墨田区江東橋二丁目13番7号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

-目次-

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	40
第3【ファンドの経理状況】	49
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	79
第三部【委託会社等の情報】	81
第1【委託会社等の概況】	81

約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド

（以下、「当ファンド」、「本ファンド」又は「ファンド」ということがあります。）

愛称として、「E S Gナビ」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②ちばぎんアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。

(7) 【申込期間】

2024年12月12日から2025年6月10日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

＜振替受益権について＞

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

＜受益権の取得申込みの方法＞

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の受付分とします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

< 申込みコース >

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< 受益権の取得申込みの受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

主として、マザーファンド受益証券を通じてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限2,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
一般				
大型株	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX
中小型株	年4回	北米		その他
債券				(iSTOXX MUTB
一般	年6回	欧州		JAPAN ESGクオリ
公債	(隔月)			ティ200インデッ
社債		アジア		クス (配 当 込
その他債券	年12回			み))
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産	その他	アフリカ		
(投資信託証券	()			
(株式一般))		中近東 (中東)		
資産複合				
()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

- ◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

- (4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

- (5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

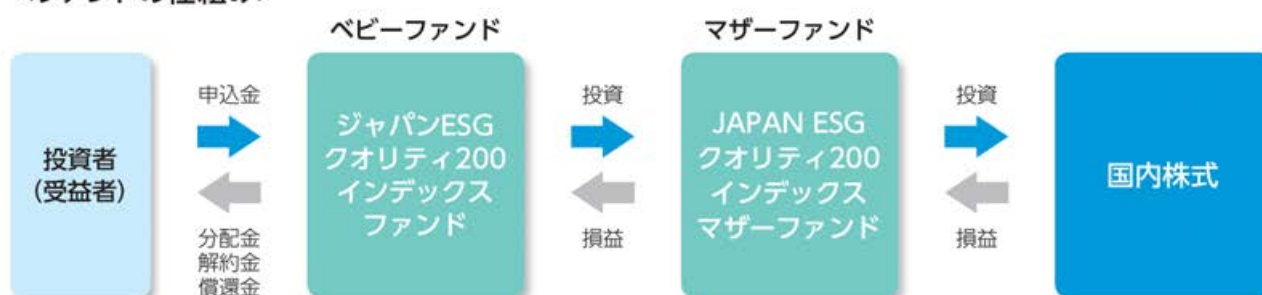
ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

1 わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

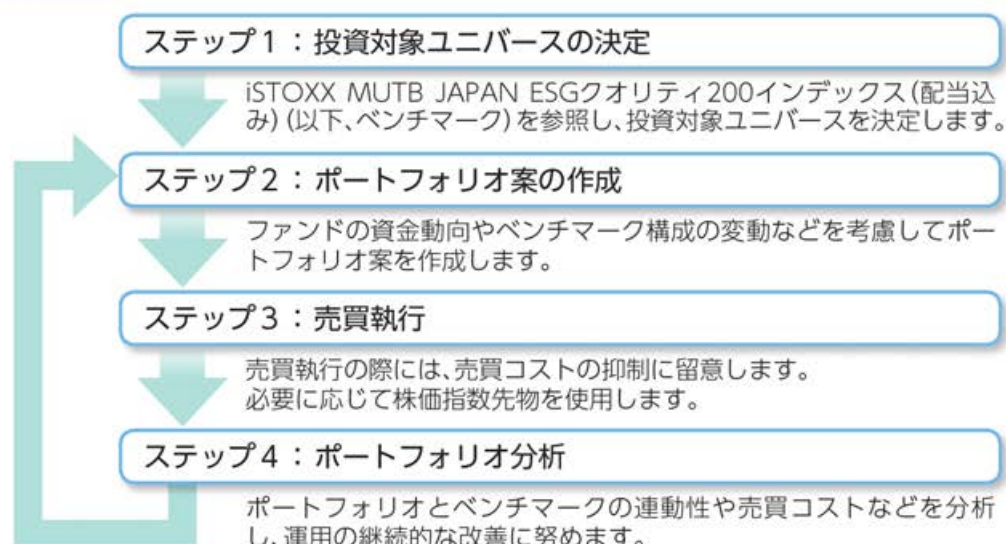
<ファンドの仕組み>



ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様から投資いただいた資金をまとめて「ベビーファンド」とし、その資金を「マザーファンド」に投資することを通じ、「マザーファンド」において実質的な運用を行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。

運用プロセスのイメージ



※ベンチマークの構成銘柄および組入比率の変動に応じて、ポートフォリオは定期的に銘柄入替（6月、12月）およびリバランス（3月、6月、9月、12月）を行います。

※2024年9月末現在のプロセスのイメージであり、将来変更となる場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

特色 2

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

- iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス(配当込み)について

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）とは、東京証券取引所を主たる市場とする普通株式等の中から、時価総額、流動性、ESGデータによりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、高ROEかつ、高ROEの持続性のポテンシャルの高さ、ESGマネジメントスコアの高さを評価して200銘柄を選定し算出される株価指数です。

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）は、三菱UFJ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとドイツ取引所傘下のSTOXXリミテッド（以下「STOXX社」）が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2010年12月17日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

※ROE（自己資本利益率）とは、Return on Equityの略で、当期純利益を自己資本で割って算出されます。一般的にはこの数値が高いほど企業の収益力は高いと評価されます。

■ STOXX社とは

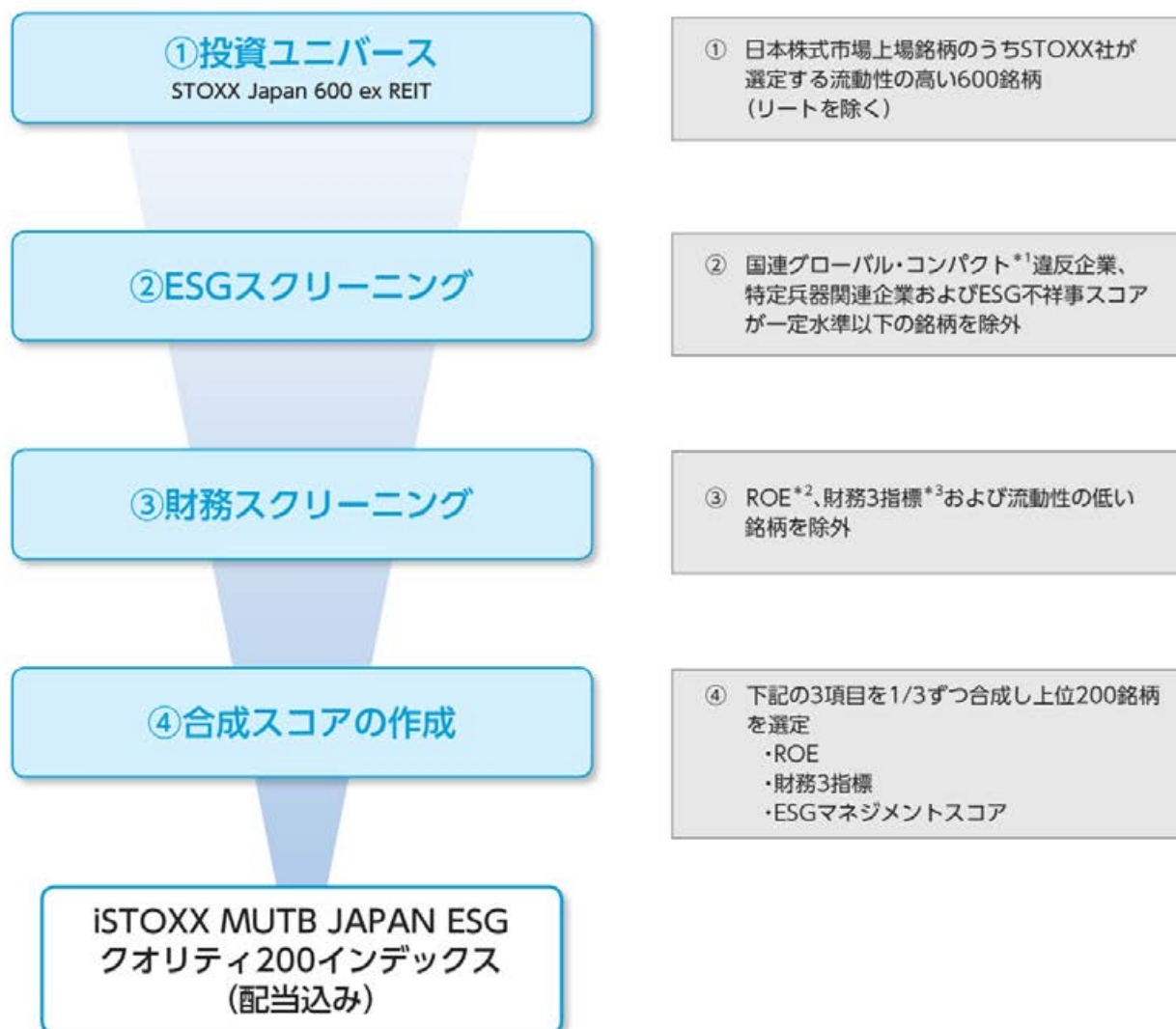
- ・ドイツ取引所傘下の指数プロバイダーです。
- ・ドイツのDAX[®]、ユーロ・ストックス50指数、ストックス欧州600指数などヨーロッパのベンチマーク指数を算出しています。
- ・世界60超の国・地域をカバーする13,000以上の指数を算出しています。
- ・STOXX社は本社をスイス・ツークに置き、ニューヨーク、ロンドン、フランクフルト、香港、東京など世界各地で展開しています。

*DAX[®]はISS STOXX GmbHの登録商標です。

※「STOXX社とは」は、2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

ベンチマークの構築プロセスのイメージ



用語説明

*1 国連グローバル・コンパクト

- ・各企業、団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みとして、国連が提唱。
- ・「人権の保護」「不当な労働の排除」「環境への対応」「腐敗の防止」に関わる4分野・10の原則を順守し、実践し続ける事が求められている。

*2 ROE

ROE (%) = 当期純利益 ÷ 自己資本 × 100
数値が高いほど自己資本を有効に利用しており、企業の収益力が高いと評価される。

*3 財務3指標

- ・財務健全性
- ・キャッシュフロー収益性
- ・利益安定性

※ベンチマークの構築プロセスのイメージは、2024年9月末現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご参考

下記スコアの算出にあたってはESG調査会社であるサステナリティクス社のESGデータを活用します。

ESG不祥事スコア

環境や社会に悪影響を与え得る企業活動を調査し、下記10項目の平均スコアが90以下（最大100）の銘柄を除外。

	Environment (環境)	Social (社会)	Governance (ガバナンス)
評価項目	・オペレーション不祥事 ・環境サプライチェーン不祥事 ・製品＆サービス不祥事	・従業員不祥事 ・社会サプライチェーン不祥事 ・顧客不祥事 ・社会＆コミュニティ不祥事	・ビジネス倫理不祥事 ・ガバナンス不祥事 ・公序良俗不祥事

ESGマネジメントスコア

ESGに関連した下記の項目に関してスコアを算出。

	Environment (環境)	Social (社会)	Governance (ガバナンス)
評価項目	・環境マネジメントシステム ・水資源利用状況 ・温暖化ガス削減プログラム など	・労働時間ポリシー ・人材多様性プログラム ・人権政策 など	・贈収賄＆汚職方針 ・役員報酬の開示 ・取締役会の独立性 など

ESG不祥事スコアおよびESGマネジメントスコアの評価項目は、今後変更される可能性があります。

ちばぎんアセットマネジメントが当指数をベンチマークとして採用した理由

ベンチマークの選定にあたっては、指数の過去のパフォーマンス実績、指数におけるESG勘案方法、指数提供機関のサービス内容などを総合的に勘案しています。当ファンドのベンチマークとして、「iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）」が相応しいと判断した主な理由は以下のとおりです。

- ①当指数は、環境や社会に悪影響を与え得る企業を排除していることに加え、組入銘柄の選定にあたりESGデータを考慮していること。
- ②当指数の構成銘柄を決定するメソドロジーは、STOXX社から公表されており、定量的なデータをもとに決定されていることから、十分な透明性があると判断したこと。

ESGを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率の目標

- ・当ファンドは、ESGを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率について100%とすることを目標としています。

ベンチマークの構成比率上位10銘柄

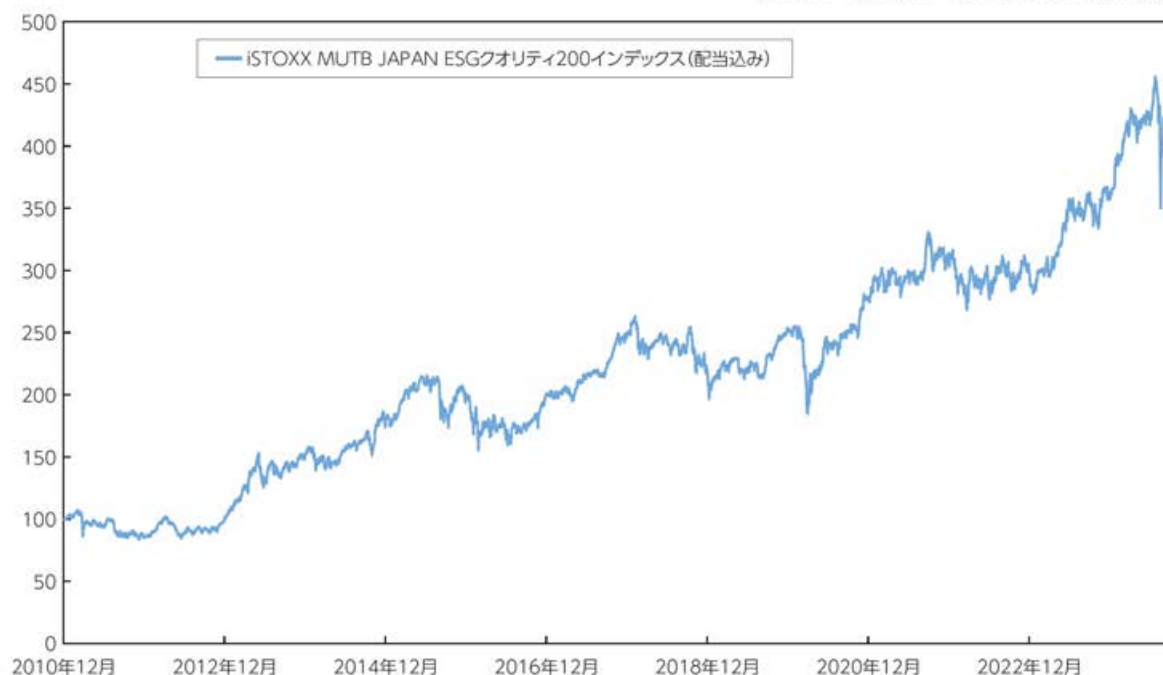
(2024年9月末時点)

	銘柄	業種	構成比率
1	日立製作所	電気機器	2.2%
2	三井物産	卸売業	2.2%
3	三菱重工業	機械	2.1%
4	東京エレクトロン	電気機器	2.1%
5	ファーストリテイリング	小売業	2.1%
6	ソニーグループ	電気機器	2.1%
7	キーエンス	電気機器	2.0%
8	信越化学工業	化学	2.0%
9	三菱商事	卸売業	2.0%
10	伊藤忠商事	卸売業	2.0%

※業種については東証33業種分類に基づいています。

ベンチマークの推移

(2010年12月17日～2024年9月30日、日次)



(出所) ブルームバーグのデータを基にちばぎんアセットマネジメント作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。

ファンドの特色

分配方針

年1回、毎決算時（毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。なお、分配対象金額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

「iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）」の免責事項について

STOXXリミテッド（以下「STOXX社」）、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、金融商品に関して対象インデックスおよび関連商標を利用するライセンスを付与することを除き、ライセンサーと一切の関係を有していません。

iSTOXX指数は、個別のルール・ブックに基づき、顧客の要求またはマーケットの要望に合わせて作成されるものであり、STOXXグローバル指数シリーズに含まれるものではありません。

STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、以下のことを行うものではありません。

- ▶ 金融商品を支援、推奨、販売または宣伝すること
- ▶ 金融商品またはその他の証券への投資を勧めること
- ▶ 金融商品についてタイミング、数量もしくは価格について責任もしくは義務を負ったり、またはこれらについての何らかの意思決定を行ったりすること
- ▶ 金融商品の管理、運営またはマーケティングについて、何らかの責任や義務を負うこと
- ▶ 対象インデックスの決定、組成もしくは計算にあたり、金融商品へのニーズもしくは金融商品の保有者を考慮すること、またはそのような考慮をすべき義務を負うこと

STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、金融商品またはその運用成果に関連して、何ら保証するものではなく、かつ（過失の有無を問わず）いかなる責任も負うものではありません。

また、STOXX社は、金融商品の購入者または他のいかなる第三者との間でも、何ら契約上の関係を有していません。具体的には、

- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、以下について、何ら明示または黙示の保証を行うことなく、かつあらゆる責任を否認します。
 - ▶ 対象インデックスおよびそれに包含されるデータの利用に関連し、金融商品、その保有者または他のいずれかの者が取得すべき成果
 - ▶ 対象インデックスおよびそのデータの正確性、適時性および完全性
 - ▶ 対象インデックスおよびそのデータの商品性、ならびに特定の目的または使用への適合性
 - ▶ 金融商品の運用成果一般
- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、対象インデックスまたはそのデータに関するエラー、遺漏または中断について、何ら保証するものではなく、かつ一切の責任を負いません。
- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、いかなる状況の下でも、対象インデックスもしくはそのデータにおけるか、もしくは金融商品に一般的に関連するエラー、遺漏もしくは中断の結果として生じる逸失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは結果的な損害もしくは損失について、（過失の有無を問わず）一切の責任を負いません。これは、たとえSTOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーがそうした損失もしくは損害が発生しうることを認識していた場合であっても同様です。

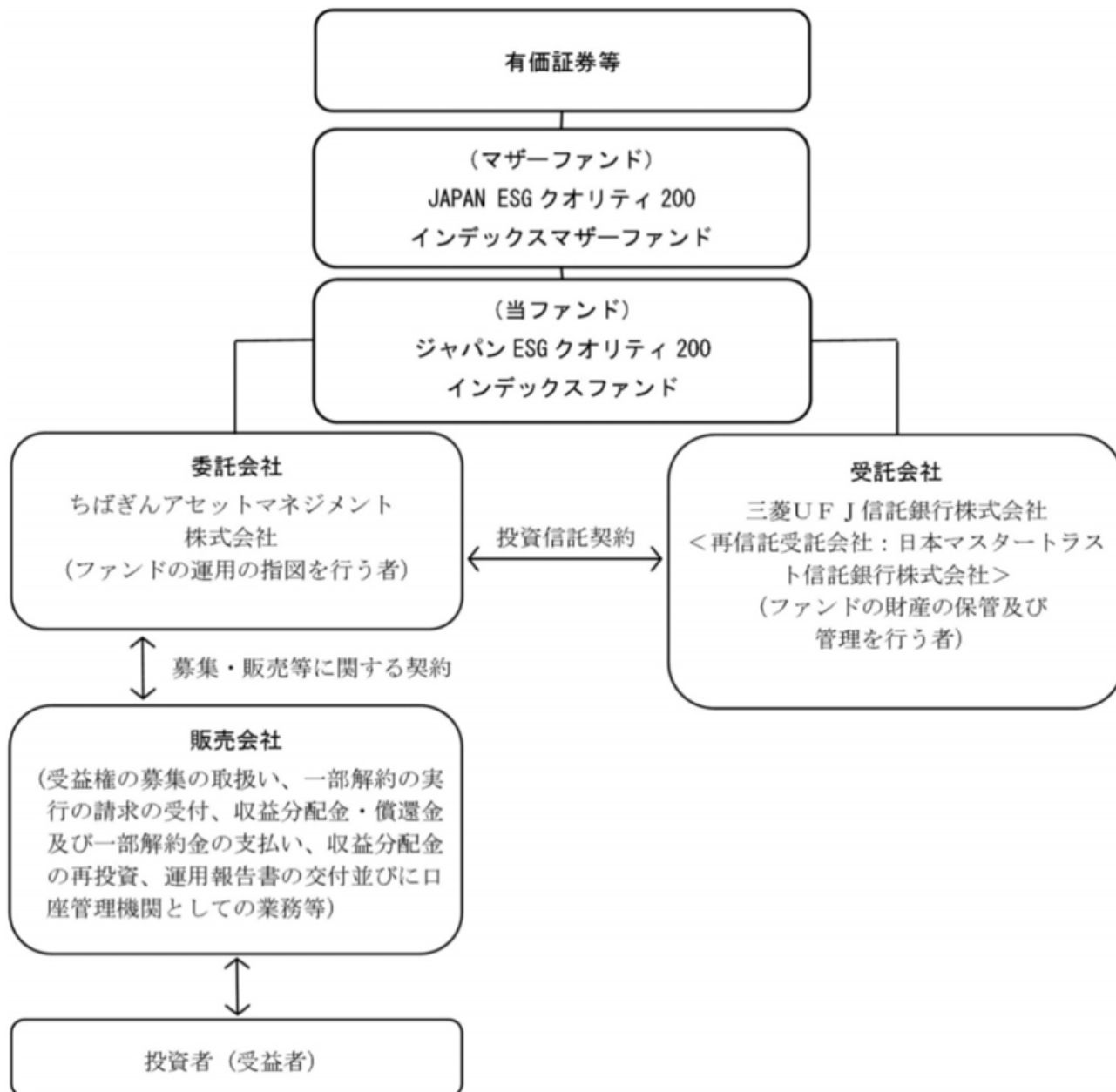
ちばぎんアセットマネジメント株式会社とSTOXX社との間のライセンス契約は、専ら両者の利益を図るためのものであって、金融商品の保有者または他いかなる第三者の利益を図るものでもありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年3月10日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2024年9月30日現在）

イ．資本金の額：2億円

ロ．委託会社の沿革

1986年3月31日：「千葉銀投資顧問株式会社」設立（資本金5千万円）

1986年7月1日：商号を「ちばぎん投資顧問株式会社」に変更

1987年3月20日：資本金を5千万円から2億円に増資

- 1987年9月9日： 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づき、投資一任契約に係る業務の認可を取得
- 2000年7月3日： 株式会社中央調査情報センターとの統合を機に、商号を「ちばぎんアセットマネジメント株式会社」に変更
- 2007年9月30日： 金融商品取引法に基づく「投資助言・代理業」及び「投資運用業(投資一任業)」のみなし登録
- 2015年1月27日： 金融商品取引法に基づく「投資運用業(投資信託委託業)」の登録
- 2018年4月9日： 金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業」の登録

ハ．大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
株式会社千葉銀行	千葉市中央区千葉港1番2号	1,600株	40%
株式会社武蔵野銀行	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	800株	20%
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	600株	15%
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	200株	5%
株式会社東邦銀行	福島市大町3番25号	200株	5%
ちばぎんコンピューターサービス株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%
ちばぎんカード株式会社	千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	200株	5%
ちばぎんキャピタル株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

②投資対象

JAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に直接投資する場合があります。

③投資態度

イ. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

ロ. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ハ. 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その結果、先物を含めた株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

ニ. 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

ホ. 資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）に係る権利

3. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）

4. 金銭債権（1. 及び3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、ちばぎんアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるJAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から12. までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で次の16. に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

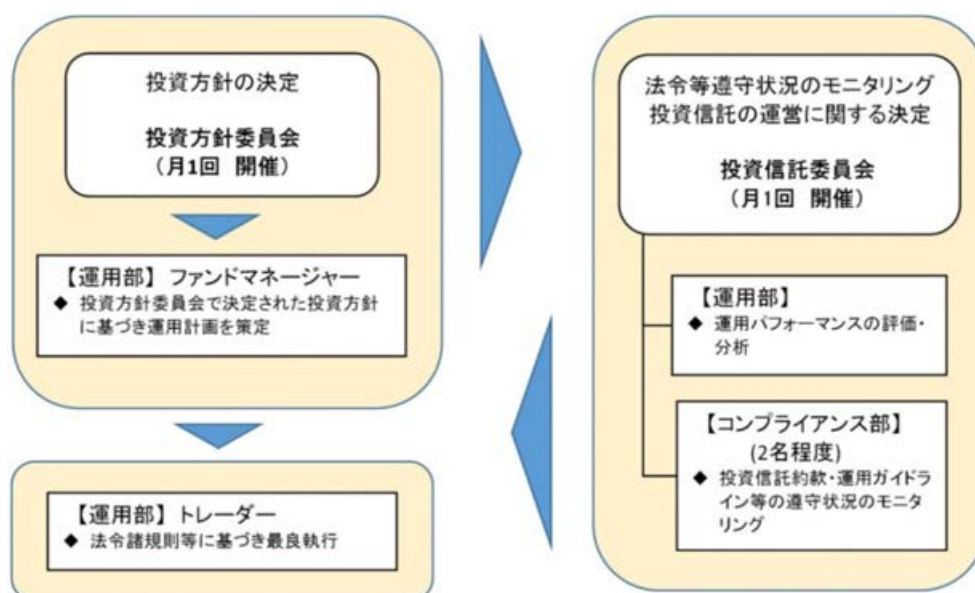
イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

ロ. 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③イ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、委員会等の名称は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規程を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

年1回、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。なお、分配対象金額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

①株式への投資

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は行いません。

③デリバティブ取引

デリバティブ取引（法人税第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資

イ. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. イ. においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤投資信託証券への投資

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ロ. イ. においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥同一銘柄の株式等への投資

- イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. イ. においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ハ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ニ. ハ. においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦同一銘柄の上場投資信託証券への投資

- イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. イ. においてマザーファンドの信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該上場投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧同一銘柄の転換社債等への投資

- イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. イ. においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨信用取引

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. イ. の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5. のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等

- イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫資金の借入れ

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬投資する株式等の範囲

- イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ．イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑭有価証券の貸付

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑯信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ②株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ④非株式割合（株式以外への資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ⑤資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑪デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①価格変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ESG投資に関するリスク

ファンドが連動をめざす指数は、構築プロセスにおいてESG評価を用いており、ESG評価に基づく組入および除外基準により株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。

※基準価格の変動リスクは上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ①ファンドは、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ④ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2) リスクの管理体制

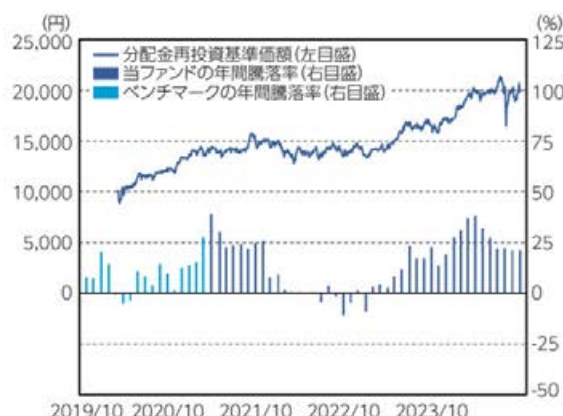
委託会社におけるリスク管理体制

- ①委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ②取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
- ③コンプライアンス部が、運用パフォーマンス及び運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を投資信託委員会に報告します。
- ④コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

※上記は、2024年9月末現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- * 当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとし、計算した基準価額が記載されますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- * 2019年10月～2024年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

各資産クラスの指数

日本株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、すべて利子・配当込みのグロス・リターン指数です。

各指数の概要

- ・日本株…Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- ・先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- ・新興国株…Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- ・日本国債…Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- ・先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- ・新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、新興国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、またはモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者または公衆に対し、明示または黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、ちばぎんアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」と言います)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社または当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成または算定を行うにあたり、委託会社または当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティングまたは売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者もしくはユーザー、またはその他の人もしくは法人が、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータについて明示または黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的または使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込受付日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.77%（税抜0.70%）を乗じて得た額とします（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率0.407% (税抜0.37%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率0.330% (税抜0.30%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引等に要する費用等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：売買仲介人に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用：監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

	税率 (内訳)
2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、住民税5%)

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。また、ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、

イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、2024年9月30日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.77%	0.77%	0.00%

※対象期間は2023年3月11日～2024年3月11日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2024年9月30日現在の状況について記載してあります。

【ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド】

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	11,545,980,792	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△4,593,000	△0.04
合計（純資産総額）		11,541,387,792	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	JAPAN ESGクオリ ティ200インデックスマ ザーファンド	6,297,235,229	1.7708	11,151,252,403	1.8335	11,545,980,792	100.04

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2021年 3月10日)	9,282,699,277	9,282,699,277	1.3675	1.3675
第2計算期間末 (2022年 3月10日)	11,497,126,558	11,497,126,558	1.3248	1.3248
第3計算期間末 (2023年 3月10日)	13,292,100,072	13,292,100,072	1.4485	1.4485
第4計算期間末 (2024年 3月11日)	11,850,657,334	11,862,943,307	1.9291	1.9311
2023年 9月末日	11,389,266,437	—	1.6445	—
10月末日	11,013,705,361	—	1.5958	—
11月末日	11,652,492,865	—	1.7193	—
12月末日	11,386,048,010	—	1.7220	—
2024年 1月末日	11,808,644,564	—	1.8472	—
2月末日	12,007,728,190	—	1.9344	—
3月末日	12,132,169,362	—	2.0051	—
4月末日	11,885,770,652	—	1.9737	—
5月末日	11,831,255,212	—	1.9874	—
6月末日	11,951,934,764	—	2.0274	—
7月末日	11,862,178,899	—	2.0289	—
8月末日	11,745,627,251	—	2.0163	—
9月末日	11,541,387,792	—	1.9870	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末	2020年 3月10日～2021年 3月10日	0.0000
第2計算期間末	2021年 3月11日～2022年 3月10日	0.0000
第3計算期間末	2022年 3月11日～2023年 3月10日	0.0000
第4計算期間末	2023年 3月11日～2024年 3月11日	0.0020

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間末	2020年 3月10日～2021年 3月10日	36.8
第2計算期間末	2021年 3月11日～2022年 3月10日	△3.1
第3計算期間末	2022年 3月11日～2023年 3月10日	9.3
第4計算期間末	2023年 3月11日～2024年 3月11日	33.3
第5中間計算期間末	2024年 3月12日～2024年 9月11日	△2.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2020年 3月10日～2021年 3月10日	9,405,017,567	2,617,012,979	6,788,004,588
第2計算期間末	2021年 3月11日～2022年 3月10日	6,354,872,951	4,464,517,449	8,678,360,090
第3計算期間末	2022年 3月11日～2023年 3月10日	1,716,575,037	1,218,527,453	9,176,407,674
第4計算期間末	2023年 3月11日～2024年 3月11日	531,600,382	3,565,021,300	6,142,986,756
第5中間計算期間末	2024年 3月12日～2024年 9月11日	260,397,747	593,992,515	5,809,391,988

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

J A P A N E S Gクオリティ200インデックスマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	18,043,684,380	98.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	211,729,473	1.16
合計（純資産総額）		18,255,413,853	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	209,152,500	1.14

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日立製作所	電気機器	103,300	3,300.00	340,890,000	3,781.00	390,577,300	2.14
2	日本	株式	三井物産	卸売業	122,400	2,871.40	351,459,900	3,178.00	388,987,200	2.13
3	日本	株式	三菱重工業	機械	181,600	1,696.50	308,084,400	2,117.50	384,538,000	2.11
4	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	15,200	22,886.84	347,880,000	25,290.00	384,408,000	2.11
5	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	7,900	43,640.00	344,756,000	47,420.00	374,618,000	2.05
6	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	133,000	2,639.00	350,987,000	2,777.50	369,407,500	2.02
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	5,400	63,671.85	343,828,000	68,360.00	369,144,000	2.02
8	日本	株式	信越化学工業	化学	61,300	5,587.61	342,520,800	5,977.00	366,390,100	2.01
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	124,000	2,867.88	355,617,700	2,952.50	366,110,000	2.01
10	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	47,600	7,572.00	360,427,200	7,678.00	365,472,800	2.00
11	日本	株式	HOYA	精密機器	18,300	19,015.00	347,974,500	19,785.00	362,065,500	1.98
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	68,500	5,115.22	350,392,600	5,231.00	358,323,500	1.96
13	日本	株式	任天堂	その他製品	46,200	7,693.43	355,436,500	7,636.00	352,783,200	1.93
14	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	40,300	8,522.00	343,436,600	8,705.00	350,811,500	1.92
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	2,354,300	150.20	353,615,860	146.80	345,611,240	1.89
16	日本	株式	KDDI	情報・通信業	73,900	4,824.00	356,493,600	4,594.00	339,496,600	1.86
17	日本	株式	第一三共	医薬品	69,400	5,252.10	364,496,200	4,709.00	326,804,600	1.79
18	日本	株式	富士通	電気機器	99,000	2,788.00	276,012,000	2,935.50	290,614,500	1.59
19	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,533,000	199.49	305,829,467	187.20	286,977,600	1.57
20	日本	株式	村田製作所	電気機器	100,800	2,700.50	272,210,400	2,806.50	282,895,200	1.55
21	日本	株式	三菱電機	電気機器	113,700	2,232.00	253,778,400	2,303.50	261,907,950	1.43
22	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	78,100	3,200.00	249,920,000	3,330.00	260,073,000	1.42
23	日本	株式	中外製薬	医薬品	36,200	6,584.00	238,340,800	6,932.00	250,938,400	1.37
24	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	59,700	4,207.00	251,157,900	4,179.00	249,486,300	1.37
25	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	66,900	3,810.00	254,889,000	3,688.00	246,727,200	1.35
26	日本	株式	キヤノン	電気機器	51,900	4,825.00	250,417,500	4,703.00	244,085,700	1.34
27	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	63,800	3,935.00	251,053,000	3,698.00	235,932,400	1.29
28	日本	株式	テルモ	精密機器	80,300	2,597.58	208,586,412	2,700.00	216,810,000	1.19
29	日本	株式	ファナック	電気機器	50,900	3,800.00	193,420,000	4,190.00	213,271,000	1.17
30	日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	100,700	2,115.50	213,030,850	2,079.00	209,355,300	1.15

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.09
		鉱業	0.05
		建設業	1.79
		食料品	5.89
		繊維製品	0.10
		化学	5.62
		医薬品	4.67
		ゴム製品	1.11
		ガラス・土石製品	0.63
		鉄鋼	1.30
		非鉄金属	0.39
		金属製品	0.25
		機械	6.51
		電気機器	23.39
		輸送用機器	1.48
		精密機器	3.91
		その他製品	3.82
		電気・ガス業	1.77
		陸運業	0.22
		情報・通信業	10.21
		卸売業	6.94
		小売業	5.55
		証券、商品先物取引業	0.03
		保険業	4.32
		その他金融業	1.81
		不動産業	1.74
		サービス業	5.25
合計			98.84

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪証券取引所	東証株価指数先物	買建	7	日本円	188,440,500	185,325,000	1.01
	大阪証券取引所	ミニTOPIX先物	買建	9	日本円	24,243,990	23,827,500	0.13

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

◆ 基準価額・純資産の推移

設 定 日: 2020年3月10日

作成基準日: 2024年9月30日



基準価額	19,870円
純資産総額	115.41億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

◆ 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額: 20円

決算期	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
分配金	0円	0円	0円	20円	—	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

◆ 主要な資産状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。
比率は対純資産総額比(マザーファンドベース)です。

● JAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーファンド

資産配分

資産	比率(%)
株式	98.8
株式先物	1.1
短期金融資産等	0.0
合計	99.9

※追加設定や解約への売買対応により、株式組入比率が100%からかい離することや、短期金融資産等の比率が一時的にマイナスになることがあります。

上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率(%)
1	日立製作所	電気機器	2.1
2	三井物産	卸売業	2.1
3	三菱重工業	機械	2.1
4	東京エレクトロン	電気機器	2.1
5	ファーストリテイリング	小売業	2.1
6	ソニーグループ	電気機器	2.0
7	キーエンス	電気機器	2.0
8	信越化学工業	化学	2.0
9	三菱商事	卸売業	2.0
10	伊藤忠商事	卸売業	2.0

◆ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2020年は当初設定日から年末までの収益率です。

※2024年は年初から作成基準日までの収益率です。

※2015年から2019年はファンドのベンチマークである「ISTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス(配当込み)」の年間収益率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の受付分とします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1) 申込手数料をご覧ください。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の受付分とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記「解約価額」の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ただし、便宜上1万口当たりに換算して表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

②国内株式、国内上場投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。（2020年3月10日設定）

ただし、下記「(5)その他<投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が30億口を下回った場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1) 投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対受益者の買取請求権の不適用>

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、ファンドの繰上げ償還、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

<運用報告書>

- ①委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
- ②委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）に掲載します。但し、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<関係法人との契約の更改手続き>

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.chibagin-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2023年3月11日から2024年3月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパンESGクオリティ200インデックスファンドの2023年3月11日から2024年3月11日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンESGクオリティ200インデックスファンドの2024年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2023年 3月10日現在	第4期 2024年 3月11日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,292,100,072	11,850,657,334
未収入金	154,997,725	113,141,519
流動資産合計	13,447,097,797	11,963,798,853
資産合計	13,447,097,797	11,963,798,853
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	12,285,973
未払解約金	104,845,287	55,896,894
未払受託者報酬	2,134,152	1,913,139
未払委託者報酬	47,662,657	42,726,717
その他未払費用	355,629	318,796
流動負債合計	154,997,725	113,141,519
負債合計	154,997,725	113,141,519
純資産の部		
元本等		
元本	9,176,407,674	6,142,986,756
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,115,692,398	5,707,670,578
（分配準備積立金）	622,305,074	3,232,732,943
元本等合計	13,292,100,072	11,850,657,334
純資産合計	13,292,100,072	11,850,657,334
負債純資産合計	13,447,097,797	11,963,798,853

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日	第4期 自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,246,778,417	3,691,921,557
営業収益合計	1,246,778,417	3,691,921,557
営業費用		
受託者報酬	4,265,371	4,013,488
委託者報酬	95,259,786	89,634,390
その他費用	710,770	668,791
営業費用合計	100,235,927	94,316,669
営業利益又は営業損失（△）	1,146,542,490	3,597,604,888
経常利益又は経常損失（△）	1,146,542,490	3,597,604,888
当期純利益又は当期純損失（△）	1,146,542,490	3,597,604,888
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	112,260,601	739,343,875
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,818,766,468	4,115,692,398
剰余金増加額又は欠損金減少額	667,014,410	359,141,321
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	667,014,410	359,141,321
剰余金減少額又は欠損金増加額	404,370,369	1,613,138,181
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	404,370,369	1,613,138,181
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	12,285,973
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,115,692,398	5,707,670,578

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」という。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2023年 3月11日から2024年 3月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2023年 3月10日現在	第4期 2024年 3月11日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	9, 176, 407, 674口	6, 142, 986, 756口
2. 計算期間の末日における1単位当たり（10,000口当たり純資産額）の純資産の額	1口当たり純資産額 1. 4485円 (10, 000口当たり純資産額) (14, 485円)	1口当たり純資産額 1. 9291円 (10, 000口当たり純資産額) (19, 291円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日			第4期 自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等	A	271, 236, 011円	費用控除後の配当等	A	216, 213, 735円
収益額			収益額		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	52, 440, 135円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2, 642, 047, 278円
収益調整金額	C	3, 493, 387, 324円	収益調整金額	C	2, 474, 937, 635円
分配準備積立金額	D	298, 628, 928円	分配準備積立金額	D	386, 757, 903円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4, 115, 692, 398円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5, 719, 956, 551円
当ファンドの期末残存口数	F	9, 176, 407, 674口	当ファンドの期末残存口数	F	6, 142, 986, 756口
10,000口当たり収益	G=E/F×10, 000	4, 485円	10,000口当たり収益	G=E/F×10, 000	9, 311円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	12, 285, 973円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日	第4期 自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2023年 3月10日現在	第4期 2024年 3月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第3期 自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日	第4期 自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1, 179, 169, 395	2, 968, 305, 661
合計	1, 179, 169, 395	2, 968, 305, 661

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日	第4期 自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

項目	第3期 自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日	第4期 自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	8, 678, 360, 090円	9, 176, 407, 674円
期中追加設定元本額	1, 716, 575, 037円	531, 600, 382円
期中一部解約元本額	1, 218, 527, 453円	3, 565, 021, 300円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年 3月11日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年 3月11日現在)

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A P A N E S Gクオリティ200インデックス スマザーファンド	6,686,975,135	11,850,657,334	
合 計		6,686,975,135	11,850,657,334	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「JAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券です。

当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

JAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023年 3月10日現在	2024年 3月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,354,888	73,790,575
株式	20,266,336,320	19,032,900,120
派生商品評価勘定	32,920	-
未収入金	188,398,270	109,036,681
未収配当金	53,013,450	34,866,950
差入委託証拠金	8,991,000	3,118,651
流動資産合計	20,584,126,848	19,253,712,977
資産合計	20,584,126,848	19,253,712,977
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,892,220	851,250
前受金	680,250	181,500
未払金	411,000	-
未払解約金	201,103,292	152,004,880
未払利息	180	198
流動負債合計	204,086,942	153,037,828
負債合計	204,086,942	153,037,828
純資産の部		
元本等		
元本	15,439,056,167	10,777,941,907
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	4,940,983,739	8,322,733,242
元本等合計	20,380,039,906	19,100,675,149
純資産合計	20,380,039,906	19,100,675,149
負債純資産合計	20,584,126,848	19,253,712,977

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年 3月10日現在	2024年 3月11日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	15,439,056,167口	10,777,941,907口
2. 計算期間の末日における1単位当たり（10,000口当たり）の純資産の額	1口当たり純資産額 1.3200円 （10,000口当たり純資産額）（13,200円）	1口当たり純資産額 1.7722円 （10,000口当たり純資産額）（17,722円）

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日	自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが投資しているデリバティブ取引は、（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年 3月10日現在	2024年 3月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 (3) デリバティブ取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	自 2022年 9月13日 至 2023年 3月10日	自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	10,207,408	2,467,839,401
合計	10,207,408	2,467,839,401

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2023年 3月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	112,128,250	0	110,275,000	△1,853,250
合計		112,128,250	0	110,275,000	△1,853,250

(2024年 3月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	66,911,000	0	66,062,500	△848,500
合計		66,911,000	0	66,062,500	△848,500

時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日	自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2022年 3月11日 至 2023年 3月10日	自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2022年 3月11日	2023年 3月11日
期首元本額	17,313,800,351円	15,439,056,167円
期末元本額	15,439,056,167円	10,777,941,907円
期中追加設定元本額	3,284,769,493円	1,367,642,534円
期中一部解約元本額	5,159,513,677円	6,028,756,794円
元本の内訳※		
JAPAN ESGクオリティ200インデックスファンド(適格機関投資家限定)	4,805,134,954円	3,628,993,761円
ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド	10,069,772,782円	6,686,975,135円
ESGナビ(適格機関投資家専用)	564,148,431円	461,973,011円

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式 (2024年 3月11日現在)

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッスイ	17,300	940.80	16,275,840	
I N P E X	55,100	2,059.50	113,478,450	
ショーボンドホールディングス	2,600	6,247.00	16,242,200	
大林組	39,900	1,757.00	70,104,300	
鹿島建設	26,800	3,013.00	80,748,400	
住友林業	11,300	4,223.00	47,719,900	
大和ハウス工業	36,300	4,267.00	154,892,100	
積水ハウス	36,700	3,321.00	121,880,700	
九電工	3,000	5,999.00	17,997,000	
日清製粉グループ本社	15,800	2,045.50	32,318,900	
森永製菓	4,800	2,593.50	12,448,800	
カルビー	4,400	3,424.00	15,065,600	
森永乳業	5,100	3,179.00	16,212,900	
ヤクルト本社	17,200	3,233.00	55,607,600	
明治ホールディングス	15,400	3,403.00	52,406,200	
アサヒグループホールディングス	27,900	5,222.00	145,693,800	
サントリー食品インターナショナル	6,900	4,833.00	33,347,700	
キッコーマン	10,700	9,392.00	100,494,400	
味の素	28,700	5,478.00	157,218,600	
東洋水産	5,600	8,564.00	47,958,400	
日清食品ホールディングス	13,900	4,184.00	58,157,600	
ゴールドウイン	2,400	9,728.00	23,347,200	
日産化学	5,800	5,874.00	34,069,200	
信越化学工業	66,900	6,384.00	427,089,600	
三井化学	10,500	4,153.00	43,606,500	
ダイセル	15,800	1,433.00	22,641,400	
住友ベークライト	2,000	8,762.00	17,524,000	
積水化学工業	23,400	2,129.50	49,830,300	
日油	4,500	6,648.00	29,916,000	
花王	25,700	5,628.00	144,639,600	

関西ペイント	13,300	2,155.50	28,668,150	
富士フイルムホールディングス	22,800	9,645.00	219,906,000	
ミルボン	1,800	3,326.00	5,986,800	
ファンケル	4,500	2,068.50	9,308,250	
小林製薬	3,500	6,053.00	21,185,500	
デクセリアルズ	3,200	5,849.00	18,716,800	
日東電工	5,700	13,590.00	77,463,000	
ニフコ	5,000	3,621.00	18,105,000	
ユニ・チャーム	25,700	4,885.00	125,544,500	
協和キリン	13,800	2,862.00	39,495,600	
塩野義製薬	17,000	7,866.00	133,722,000	
日本新薬	4,000	4,556.00	18,224,000	
中外製薬	37,100	6,513.00	241,632,300	
ロート製薬	13,100	2,898.00	37,963,800	
小野薬品工業	26,200	2,459.00	64,425,800	
参天製薬	20,700	1,444.50	29,901,150	
ブリヂストン	35,100	6,154.00	216,005,400	
TOTO	9,700	4,155.00	40,303,500	
日本碍子	17,200	1,909.50	32,843,400	
日本特殊陶業	11,300	4,500.00	50,850,000	
MARUWA	500	31,050.00	15,525,000	
日本製鉄	52,400	3,643.00	190,893,200	
神戸製鋼所	21,900	1,961.00	42,945,900	
大和工業	2,600	8,218.00	21,366,800	
SUMCO	19,300	2,390.50	46,136,650	
三和ホールディングス	12,700	2,501.50	31,769,050	
三浦工業	6,100	2,995.00	18,269,500	
ディスコ	5,000	49,650.00	248,250,000	
SMC	3,300	86,530.00	285,549,000	
小松製作所	53,700	4,192.00	225,110,400	
クボタ	65,100	2,194.50	142,861,950	
荏原製作所	5,100	13,375.00	68,212,500	
栗田工業	6,400	6,343.00	40,595,200	
ダイフク	20,900	3,388.00	70,809,200	
SANKYO	11,800	1,677.50	19,794,500	
竹内製作所	2,300	5,430.00	12,489,000	
セガサミーホールディングス	9,500	1,798.50	17,085,750	

イビデン	7,800	6,773.00	52,829,400	
ミネベアミツミ	23,600	3,001.00	70,823,600	
日立製作所	33,200	12,485.00	414,502,000	
三菱電機	118,400	2,443.50	289,310,400	
富士電機	8,200	8,954.00	73,422,800	
オムロン	11,400	5,583.00	63,646,200	
日本電気	15,100	9,921.00	149,807,100	
富士通	10,400	24,310.00	252,824,000	
ルネサスエレクトロニクス	82,100	2,530.00	207,713,000	
ソニーグループ	26,000	12,745.00	331,370,000	
横河電機	14,800	3,362.00	49,757,600	
アズビル	7,200	4,100.00	29,520,000	
日本光電工業	4,900	4,082.00	20,001,800	
堀場製作所	2,300	14,760.00	33,948,000	
アドバンテスト	28,700	6,599.00	189,391,300	
キーエンス	5,500	70,780.00	389,290,000	
シスメックス	9,700	8,100.00	78,570,000	
日本電子	2,800	6,281.00	17,586,800	
ファナック	52,200	4,339.00	226,495,800	
ローム	19,000	2,447.00	46,493,000	
浜松ホトニクス	8,100	5,212.00	42,217,200	
三井ハイテック	1,400	9,678.00	13,549,200	
新光電気工業	3,700	5,665.00	20,960,500	
村田製作所	104,100	2,848.50	296,528,850	
S C R E E Nホールディングス	5,200	17,625.00	91,650,000	
キャノン	54,400	4,403.00	239,523,200	
東京エレクトロン	15,000	37,150.00	557,250,000	
トヨタ紡織	5,600	2,294.50	12,849,200	
デンソー	118,700	2,690.00	319,303,000	
S U B A R U	33,900	3,069.00	104,039,100	
シマノ	4,500	20,800.00	93,600,000	
テルモ	41,200	5,713.00	235,375,600	
島津製作所	16,300	4,185.00	68,215,500	
マニー	4,800	2,031.00	9,748,800	
オリンパス	70,200	2,195.50	154,124,100	
H O Y A	19,400	19,270.00	373,838,000	
朝日インテック	13,700	2,984.50	40,887,650	

バンダイナムコホールディングス	36,700	2,887.00	105,952,900	
大日本印刷	13,700	4,550.00	62,335,000	
アシックス	10,500	6,299.00	66,139,500	
ヤマハ	9,300	3,193.00	29,694,900	
ピジョン	6,800	1,526.50	10,380,200	
任天堂	49,000	8,312.00	407,288,000	
中部電力	41,800	1,878.00	78,500,400	
関西電力	48,200	1,936.00	93,315,200	
東京瓦斯	24,000	3,407.00	81,768,000	
大阪瓦斯	23,000	3,360.00	77,280,000	
ヤマトホールディングス	17,700	2,162.50	38,276,250	
S Gホールディングス	26,700	1,922.50	51,330,750	
N E C ネットエスアイ	5,100	2,564.00	13,076,400	
日鉄ソリューションズ	1,800	4,950.00	8,910,000	
T I S	13,500	3,287.00	44,374,500	
コーエーテクモホールディングス	7,600	1,766.00	13,421,600	
ネクソン	19,400	2,528.00	49,043,200	
S H I F T	700	26,105.00	18,273,500	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	2,700	2,192.50	5,919,750	
インターネットイニシアティブ	7,900	2,921.50	23,079,850	
ラクス	6,000	2,069.00	12,414,000	
野村総合研究所	27,600	4,267.00	117,769,200	
オービック	3,900	22,815.00	88,978,500	
L I N E ヤフー	153,300	377.60	57,886,080	
日本オラクル	1,800	11,465.00	20,637,000	
オービックビジネスコンサルタント	1,800	6,942.00	12,495,600	
大塚商会	7,000	6,483.00	45,381,000	
東映アニメーション	600	14,960.00	8,976,000	
ネットワンシステムズ	4,600	2,715.50	12,491,300	
B I P R O G Y	4,500	4,565.00	20,542,500	
日本電信電話	1,948,800	182.40	355,461,120	
K D D I	72,900	4,565.00	332,788,500	
ソフトバンク	158,700	1,974.50	313,353,150	
光通信	1,200	26,530.00	31,836,000	
N T T データグループ	32,700	2,369.00	77,466,300	
カプコン	10,300	6,132.00	63,159,600	
S C S K	8,500	2,811.00	23,893,500	

N S D	4,000	2,866.00	11,464,000	
コナミグループ	5,700	9,993.00	56,960,100	
双日	12,400	3,850.00	47,740,000	
神戸物産	8,200	4,072.00	33,390,400	
アズワン	1,800	5,060.00	9,108,000	
伊藤忠商事	57,900	6,385.00	369,691,500	
三井物産	64,600	6,522.00	421,321,200	
三菱商事	147,900	3,235.00	478,456,500	
サンリオ	3,800	8,394.00	31,897,200	
ミスミグループ本社	15,700	2,299.00	36,094,300	
エービーシー・マート	5,500	2,782.50	15,303,750	
日本マクドナルドホールディングス	4,700	6,760.00	31,772,000	
M o n o t a R O	13,900	1,485.50	20,648,450	
マツキョココカラ&カンパニー	22,400	2,347.50	52,584,000	
Z O Z O	8,700	3,676.00	31,981,200	
物語コーポレーション	2,000	4,455.00	8,910,000	
ウエルシアホールディングス	5,700	2,684.00	15,298,800	
コスモス薬品	1,400	13,650.00	19,110,000	
セブン&アイ・ホールディングス	134,900	2,103.50	283,762,150	
クスリのアオキホールディングス	3,700	3,226.00	11,936,200	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	21,800	3,521.00	76,757,800	
ワークマン	1,500	4,240.00	6,360,000	
スギホールディングス	6,700	2,461.50	16,492,050	
日本瓦斯	6,600	2,508.00	16,552,800	
しまむら	2,800	8,468.00	23,710,400	
丸井グループ	10,400	2,362.50	24,570,000	
アインホールディングス	1,600	5,496.00	8,793,600	
ニトリホールディングス	5,200	23,850.00	124,020,000	
ファーストリテイリング	9,300	42,870.00	398,691,000	
サンドラッグ	4,200	4,844.00	20,344,800	
りそなホールディングス	130,300	897.10	116,892,130	
セブン銀行	40,000	297.50	11,900,000	
S O M P Oホールディングス	19,200	9,195.00	176,544,000	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	26,600	7,850.00	208,810,000	
東京海上ホールディングス	88,800	4,455.00	395,604,000	
全国保証	3,800	5,399.00	20,516,200	
オリックス	63,900	3,150.00	201,285,000	

日本取引所グループ	29,100	3,953.00	115,032,300	
大東建託	3,600	17,400.00	62,640,000	
ヒューリック	37,800	1,488.50	56,265,300	
野村不動産ホールディングス	6,500	3,711.00	24,121,500	
オープンハウスグループ	4,500	4,384.00	19,728,000	
三井不動産	51,700	4,181.00	216,157,700	
日本M&Aセンターホールディングス	17,400	950.10	16,531,740	
エス・エム・エス	4,000	2,490.00	9,960,000	
パーソルホールディングス	105,400	202.80	21,375,120	
総合警備保障	24,700	848.20	20,950,540	
カカクコム	6,900	1,748.50	12,064,650	
ディップ	1,900	2,592.00	4,924,800	
エムスリー	24,700	2,082.50	51,437,750	
オリエンタルランド	64,300	4,919.00	316,291,700	
ユー・エス・エス	13,200	2,647.00	34,940,400	
テクノプロ・ホールディングス	5,900	2,996.00	17,676,400	
ジャパンマテリアル	4,000	2,373.00	9,492,000	
リクルートホールディングス	63,300	6,415.00	406,069,500	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	3,600	2,357.00	8,485,200	
セコム	11,600	11,235.00	130,326,000	
ベネッセホールディングス	4,400	2,584.50	11,371,800	
ダイセキ	2,700	3,735.00	10,084,500	
合 計	6,404,300		19,032,900,120	

(2) 株式以外の有価証券（2024年 3月11日現在）

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

【ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2024年3月12日から2024年9月11日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 宮 川 宏

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパンESGクオリティ200インデックスファンドの2024年3月12日から2024年9月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ジャパンESGクオリティ200インデックスファンドの2024年9月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年3月12日から2024年9月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2024年 3月11日現在	第5期中間計算期間末 2024年 9月11日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,850,657,334	10,944,635,719
未収入金	113,141,519	61,893,460
流動資産合計	11,963,798,853	11,006,529,179
資産合計	11,963,798,853	11,006,529,179
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,285,973	-
未払解約金	55,896,894	15,905,464
未払受託者報酬	1,913,139	1,956,942
未払委託者報酬	42,726,717	43,704,959
その他未払費用	318,796	326,095
流動負債合計	113,141,519	61,893,460
負債合計	113,141,519	61,893,460
純資産の部		
元本等		
元本	6,142,986,756	5,809,391,988
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,707,670,578	5,135,243,731
（分配準備積立金）	3,232,732,943	2,926,252,383
元本等合計	11,850,657,334	10,944,635,719
純資産合計	11,850,657,334	10,944,635,719
負債純資産合計	11,963,798,853	11,006,529,179

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 自 2023年 3月11日 至 2023年 9月10日	第5期中間計算期間 自 2024年 3月12日 至 2024年 9月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,008,036,871	△196,502,966
営業収益合計	2,008,036,871	△196,502,966
営業費用		
受託者報酬	2,100,349	1,956,942
委託者報酬	46,907,673	43,704,959
その他費用	349,995	326,095
営業費用合計	49,358,017	45,987,996
営業利益又は営業損失（△）	1,958,678,854	△242,490,962
経常利益又は経常損失（△）	1,958,678,854	△242,490,962
中間純利益又は中間純損失（△）	1,958,678,854	△242,490,962
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	372,430,291	31,690,350
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,115,692,398	5,707,670,578
剰余金増加額又は欠損金減少額	143,875,073	254,150,265
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	143,875,073	254,150,265
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,085,517,446	552,395,800
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,085,517,446	552,395,800
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,760,298,588	5,135,243,731

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月11日から翌年3月10日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」という。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当中間計算期間は2024年 3月12日から2024年 9月11日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 2024年 3月11日現在	第5期中間計算期間末 2024年 9月11日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	6,142,986,756口	5,809,391,988口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.9291円 (10,000口当たり純資産額) (19,291円)	1口当たり純資産額 1.8840円 (10,000口当たり純資産額) (18,840円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2024年 3月11日現在	第5期中間計算期間末 2024年 9月11日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第4期	第5期中間計算期間
	自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日	自 2024年 3月12日 至 2024年 9月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	9,176,407,674円	6,142,986,756円
期中追加設定元本額	531,600,382円	260,397,747円
期中一部解約元本額	3,565,021,300円	593,992,515円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「J A P A N E S Gクオリティ200インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券です。

当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

J A P A N E S Gクオリティ200インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年 3月11日現在	2024年 9月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	73,790,575	46,275,170
株式	19,032,900,120	17,265,654,270
未収入金	109,036,681	60,547,948
未収配当金	34,866,950	5,727,269
前払金	-	180,000
未収利息	-	139
差入委託証拠金	3,118,651	4,380,959
流動資産合計	19,253,712,977	17,382,765,755
資産合計	19,253,712,977	17,382,765,755
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	851,250	842,200
前受金	181,500	-
未払解約金	152,004,880	64,351,431
未払利息	198	-
流動負債合計	153,037,828	65,193,631
負債合計	153,037,828	65,193,631
純資産の部		
元本等		
元本	10,777,941,907	9,965,961,863
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	8,322,733,242	7,351,610,261
元本等合計	19,100,675,149	17,317,572,124
純資産合計	19,100,675,149	17,317,572,124
負債純資産合計	19,253,712,977	17,382,765,755

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年 3月11日現在	2024年 9月11日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	10,777,941,907口	9,965,961,863口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.7722円 (10,000口当たり純資産額) (17,722円)	1口当たり純資産額 1.7377円 (10,000口当たり純資産額) (17,377円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年 3月11日現在	2024年 9月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 (3) デリバティブ取引 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

(2024年 3月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	66,911,000	0	66,062,500	△848,500
合計		66,911,000	0	66,062,500	△848,500

(2024年 9月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	51,210,000	0	50,370,000	△840,000
合計		51,210,000	0	50,370,000	△840,000

時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2023年 3月11日 至 2024年 3月11日	自 2024年 3月12日 至 2024年 9月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023年 3月11日	2024年 3月12日
期首元本額	15,439,056,167円	10,777,941,907円
期末元本額	10,777,941,907円	9,965,961,863円
期中追加設定元本額	1,367,642,534円	334,424,677円
期中一部解約元本額	6,028,756,794円	1,146,404,721円
元本の内訳※		
J A P A N E S Gクオリティ200インデックスファンド（適格機関投資家限定）	3,628,993,761円	3,207,732,846円
ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド	6,686,975,135円	6,298,345,928円
ESGナビ（適格機関投資家専用）	461,973,011円	459,883,089円

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【ジャパンESGクオリティ200インデックスファンド】

【純資産額計算書】

(2024年9月30日現在)

I 資産総額	11,548,884,685円
II 負債総額	7,496,893円
III 純資産総額 (I - II)	11,541,387,792円
IV 発行済口数	5,808,369,231口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.9870円
(1万口当たり純資産額)	(19,870円)

(参考)

JAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーファンド

純資産額計算書

(2024年9月30日現在)

I 資産総額	18,471,184,436円
II 負債総額	215,770,583円
III 純資産総額 (I - II)	18,255,413,853円
IV 発行済口数	9,956,500,582口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.8335円
(1万口当たり純資産額)	(18,335円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

① 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

② 受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年9月30日現在）

資本金の額：2億円

発行可能株式総数：10,000株

発行済株式総数：4,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、取締役全員をもって組織し、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定します。取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定します。また、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にて、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

② 投資運用の意思決定機構

[運用方針等の策定]

投資方針委員会において、投資環境（景気、企業収益等）及び相場動向（株、為替、商品市況等）を勘案し、総合的な投資方針を決定します。決定された投資方針に基づきファンドマネージャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定します。

[実行]

ファンドマネージャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。売買発注の執行は、最良執行を目指してトレーダーが行います。

[検証]

法令諸規則、投資信託約款や運用ガイドライン等の遵守状況については、運用部から独立したコンプライアンス部がモニタリングを行います。モニタリングの結果は運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

委託会社の機構は2024年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2024年9月30日現在、委託会社が運用の指図を行なっている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	28	127,218
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	8,029
単位型公社債投資信託	0	0
合計	30	135,247

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (3) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長尾 礎 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	444,246	※2	488,554
前払費用		2,990		3,182
未収収益	※2	0	※2	0
未収委託者報酬		191,210		198,207
流動資産計		638,448		689,944
固定資産				
有形固定資産	※1	11,943	※1	9,358
建物		1,944		1,614
器具備品		9,998		7,744
無形固定資産		3,743		2,958
ソフトウェア		2,596		1,811
電話加入権		1,146		1,146
投資その他の資産		30,186		31,727
長期前払費用		952		496
長期差入保証金	※2	19,497	※2	19,497
繰延税金資産		9,735		11,732
固定資産計		45,873		44,044
資産合計		684,322		733,988
負債の部				
流動負債				
未払費用	※2	16,993	※2	20,833
未払代行手数料	※2	63,329	※2	68,059
未払投資助言手数料		1,524		1,469
未払法人税等		17,937		11,766
賞与引当金		15,552		16,835
その他の流動負債		13,465		12,889
流動負債計		128,802		131,853
固定負債				
役員退職慰労引当金		11,510		17,690
固定負債合計		11,510		17,690
負債合計		140,312		149,543
純資産の部				
株主資本				
資本金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		21,097		21,097
その他利益剰余金		322,911		363,347
繰越利益剰余金		322,911		363,347
利益剰余金合計		344,009		384,445
株主資本合計		544,009		584,445
評価・換算差額等				
評価・換算差額等合計		—		—
純資産合計		544,009		584,445
負債・純資産合計		684,322		733,988

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
運用受託報酬		13,508		13,731
委託者報酬		786,778		852,105
投資助言報酬		85,849		29,100
その他営業収益		—		13,300
営業収益計	※1	886,136	※1	908,236
営業費用				
調査費		124,127		120,426
調査費		124,127		120,426
代行手数料	※1	256,333	※1	285,096
投資助言手数料		17,716		16,963
営業雑経費		51,377		45,501
通信費		1,475		1,443
印刷費	※1	48,415	※1	42,495
協会費		1,426		1,502
諸会費		60		60
営業費用計		449,555		467,987
一般管理費				
給料	※1	271,835	※1	283,957
役員報酬		33,677		29,142
給料・手当		193,460		205,360
賞与		29,145		32,620
賞与引当金繰入		15,552		16,835
福利厚生費		5,565		6,988
交際費		637		662
旅費交通費		982		1,406
租税公課		5,048		5,061
不動産賃借料	※1	24,235	※1	24,235
役員退職慰労引当金繰入		5,200		6,180
固定資産減価償却費		8,187		6,786
諸経費		50,935		45,855
一般管理費計		372,627		381,134
営業利益		63,953		59,114
営業外収益				
受取利息	※1	1	※1	1
その他		167		7
営業外収益計		169		9
営業外費用				
為替差損		208		153
その他		—		39
営業外費用計		208		193
経常利益		63,914		58,930
特別損失				
固定資産除却損		0		0
特別損失計		0		0
税引前当期純利益		63,914		58,930
法人税、住民税及び事業税		22,294		20,490
法人税等調整額		△2,256		△1,996
法人税等合計		20,038		18,494
当期純利益		43,876		40,436

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	200,000	21,097	279,035	300,133	500,133	—	500,133
当期変動額							
当期純利益	—		43,876	43,876	43,876	—	43,876
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	43,876	43,876	43,876	—	43,876
当期末残高	200,000	21,097	322,911	344,009	544,009	—	544,009

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	200,000	21,097	322,911	344,009	544,009	—	544,009
当期変動額							
当期純利益	—		40,436	40,436	40,436	—	40,436
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	40,436	40,436	40,436	—	40,436
当期末残高	200,000	21,097	363,347	384,445	584,445	—	584,445

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物の減価償却方法については定額法を採用しております。

上記以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4～12年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたり契約財産を運用することにより履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された契約財産の額に投資顧問料率を乗じた金額を収益として認識しております。

(2) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額を収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり投資助言サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、投資顧問契約に定められた報酬の額について役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(4) その他営業収益

その他営業収益は、資料提供業務契約に基づき、契約期間にわたり資料提供サービスを提供するものであり、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、資料提供業務契約に定められた報酬の額について役務を提供する期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
建物	4,004千円	4,333千円
器具備品	48,032千円	52,238千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
現金及び預金	280,953千円	105,455千円
未収収益	0千円	0千円
長期差入保証金	19,497千円	19,497千円
未払費用	1,815千円	2,118千円
未払代行手数料	45,293千円	46,249千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
営業収益	22,800千円	22,800千円
代行手数料	193,655千円	208,156千円
給料	207,767千円	224,609千円
不動産賃借料	24,235千円	24,235千円
印刷費	4,281千円	2,501千円
受取利息	1千円	1千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理体制は、資産査定規定に従い定期的に財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、現金及び預金、未収委託者報酬は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—
合 計	—	—	—

当事業年度（2024年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—
合 計	—	—	—

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）ともに該当ありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
貸倒償却	5,665	5,665
役員退職慰労引当金	3,522	5,413
賞与引当金	4,758	5,151
減価償却超過額	91	91
未払事業税	1,363	1,076
繰延税金資産 小計	15,401	17,397
評価性引当額	△5,665	△5,665
繰延税金資産 合計	9,735	11,732
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計	—	—
繰延税金資産 純額	9,735	11,732

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.3%
住民税均等割	0.5%	0.5%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4%	31.4%

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

前事業年度の収益の構成は次の通りです。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
運用受託報酬	13,508千円
委託者報酬	786,778千円
投資助言報酬	85,849千円
その他営業収益	- 千円
合計	886,136千円

当事業年度の収益の構成は次の通りです。

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
運用受託報酬	13,731千円
委託者報酬	852,105千円
投資助言報酬	29,100千円
その他営業収益	13,300千円
合計	908,236千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	22,800
ちばぎん証券株式会社	58,800

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	22,800
ちばぎん証券株式会社	19,600

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）ともに、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱千葉銀行	千葉県千葉市中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 30%	預金取引 投資助言契約 資料提供業務契約 出向者の受入 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 投資信託の募集の取扱いにかかる資料 役員の兼任	預金の預入	15,200	現金及び預金	280,953
							投資助言報酬の受領	22,800		
							資料提供報酬の受領	—		
							出向者負担金の支払	207,767	未払費用	1,197
							投資信託に係る事務代行手数料の支払	163,746	未払代 hands 手数料	37,593
							賃借料の支払	24,235	長期差入保証金	19,497
							交付目論見書・販売用資料の印刷費用	4,281	未払費用	618

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

預金の預入に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。

出向者の受入及び出向者負担金の支払いについては、出向元と双方の協議の上決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

本社事務所の賃借料の支払に関しては、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

販売用資料の印刷費用に関しては、契約に基づき決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)千葉銀行	千葉県千葉市中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 30%	預金取引 投資助言契約 資料提供業務契約 出向者の受入 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 投資信託の募集の取扱いにかかる資料 役員の兼任	預金の預入 投資助言報酬の受領 資料提供報酬の受領 出向者負担金の支払 投資信託に係る事務代行手数料の支払 賃借料の支払 交付目論見書・販売用資料の印刷費用	△175,497 9,500 13,300 224,609 173,710 24,235 2,501	現金及び預金 未払費用 未払代行手数料 長期差入保証金 未払費用	105,455 1,430 36,734 19,497 687

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

預金の預入に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。

資料提供報酬に関しては、提供する資料の内容等を勘案し総合的に決定しております。

出向者の受入及び出向者負担金の支払いについては、出向元と双方の協議の上決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

本社事務所の賃借料の支払に関しては、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

販売用資料の印刷費用に関しては、契約に基づき決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区	45,743	銀行業	(被所有) 直接 20%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資信託に係る事務代行手数料の支払	29,908	未払代行手数料	7,699

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	㈱武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区	45,743	銀行業	(被所有) 直接 20%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資信託に係る事務代行手数料の支払	34,445	未払代行手数料	9,514

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券㈱	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	—	投資助言契約 出向者の受入 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資助言報酬の受領 出向者負担金の支払 投資信託に係る事務代行手数料の支払	58,800 18,844 24,278	未払代行手数料	7,015

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。出向者の受入及び出向者負担金の支払いについては、出向元と双方の協議の上決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券㈱	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	—	投資助言契約 出向者の受入 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託	投資助言報酬の受領 出向者負担金の支払 投資信託に係る事務代行手数料の支払	19,600 6,953 34,774	未払代行手数料	9,727

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、投資助言サービスの内容等を勘案し総合的に決定しております。出向者の受入及び出向者負担金の支払いについては、出向元と双方の協議の上決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料に関しては、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)千葉銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	136,002円32銭	146,111円35銭
1株当たり当期純利益金額	10,969円01銭	10,109円03銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益 (千円)	43,876	40,436
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の実取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

2024年9月30日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託

ジャパン ESG クオリティ 200 インデックスファンド

投資信託約款

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その結果、先物を含めた株式の実質投資比率が 100%を超える場合があります。
- ④ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の 50% 以下を基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託

財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑨ 同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑪ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。なお、分配対象金額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ジャパン ESG クオリティ 200 インデックスファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、ちばぎんアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 17 条第 1 項、第 17 条第 2 項および第 26 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、および第 47 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により

受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、第 2 条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「販売会社」といいます。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、第 39 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることが出来るものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれに定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれに定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、第 39 条第 2 項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、決算日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16

項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条及び第 23 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、ちばぎんアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号および第 19 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 16 号の証券ならびに第 13 号および第 19 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 14 号および第 15 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信

託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 23 条、第 25 条、第 29 条から第 31 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 23 条、第 25 条、第 29 条から第 31 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同

法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該上場投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受

取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より 2021 年 3 月 10 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて

毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 70 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日にお

いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第 42 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 42 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 40 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 39 条第 1 項に規定する支払開始日および第 39 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 39 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 39 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 42 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うの

と引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 43 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約

の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 46 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更

または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 49 条 この信託は、受益者が第 42 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 50 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.chibagin-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 53 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 39 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2020 年 3 月 10 日

委託者 東京都墨田区江東橋二丁目 13 番 7 号
ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取締役社長 高城 洋一

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男

親投資信託

JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド

投資信託約款

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

② 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が 100%を超える場合があります。

④ 非株式割合（株式以外への資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

- ⑧ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑪ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

親投資信託
JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ちばぎんアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 13 条第 1 項、第 13 条第 2 項および第 22 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 38 条第 1 項、第 38 条第 2 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項および第 42 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券（第 9 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 5 条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするちばぎんアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第 4 項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第 5 項後段の規定により提出された受益証券は、第 6 項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第 4 項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 18 条及び第 19 条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 13 号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発

行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 13 号および第 19 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 16 号の証券ならびに第 13 号および第 19 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 14 号および第 15 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第 13 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条から第 19 条、第 21 条、第 25 条および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で

行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条から第 19 条、第 21 条、第 25 条および第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 15 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基

準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 26 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株

式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 11 日から 9 月 10 日まで、および 9 月 11 日から翌年 3 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2020 年 3 月 10 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 32 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 34 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに（ただし、第 9 条第 4 項の規定による受益証券不所持の申出があつた場合を除きます。）、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 37 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 39 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 43 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 43 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 29 条の 2 に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の受益権買取請求権の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 47 条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.chibagin-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2019 年 9 月 20 日

委託者 東京都墨田区江東橋二丁目 13 番 7 号
ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取締役社長 高城 洋一

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 池谷 幹男